

平成26年12月12日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 関矢孝夫

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月12日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、ごみの野外焼却について及び第6期介護保険事業計画について執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、ごみ処理施設の広域化について執行部から説明を受け、質疑を行った。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第9号 40人学級再開検討反対に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 請願第10号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願
- (3) 議案第98号 魚沼市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) 議案第101号 すもんこども園建築工事請負契約の締結について
- (4) 議案第102号 指定管理者の指定について（魚沼市守門高齢者センター）

2 調査事件

- (5) 所管事務調査について
 - ・ごみの野外焼却について
 - ・第6期介護保険事業計画について
- (6) 閉会中の所管事務等の調査について
- (7) その他

3 日 時 平成26年12月12日 午後1時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大平恭児、志田 貢、遠藤徳一、渡辺一美、関矢孝夫、森島守人、
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄

8 説明員 大平市長、星教育長、青木福祉課長、金澤健康課長、真島環境課長、
森山教育次長、山田介護福祉室長、椿環境対策室長、井口廃棄物対策室長、
高橋子ども課長、小林介護福祉室係長

9 書 記 小幡議会事務局長、関主任

10 経 過

開 会 (13:02)

関矢委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。志田委員から遅刻の届け出がありましたので報告いたします。これから本日の会議を開きま

す。まず、本委員会に付託されました議案について審査します。

(1) 請願第9号 40人学級再開検討反対に係る意見書の採択を求める請願書

関矢委員長 日程第1、請願第9号 40人学級再開検討反対に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。

高野議員 請願の提出者と趣旨については、お配りのとおりでございますが、魚沼市議会では6月定例会で1学級規模を30人以下にしてほしい、それから現在3分の1である国庫負担割合を2分の1に戻してほしいという請願の採択をいただいて意見書の提出もしております。そういう中で、今回財務省から40人学級に戻すという趣旨の意向が出たということで、魚沼市議会にこの請願が出されたものでございます。6月にも説明しましたがけれども、財務省の関係については、6月に採択いただきました請願の趣旨にも反するものがありますので、ぜひ採択をお願いしたいということでもあります。文科省では、概算要求で2014年度から2020年度まで7年間、小学校全学年35人以下学級を実現する計画を示していますが、財務省の反対でこれが実現しなかったという流れになっていることもありますので、ぜひその辺の趣旨を考えて、政府から教育条件整備のための予算確保をしっかりとっていただきたい。予算引き上げこそが今少子化の中では力を入れるべき課題ではないかというふうに考えておりますので、議員各位の特段のご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

関矢委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。高野議員の退席を求めます。(紹介議員退席) 続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

渡辺委員 本市としても少人数学級に対するさまざまな支援をしていると思っておりますけれども、もし財務省が言うように35人から40人に戻すようなことになったとした場合に、本市での影響というのは、どのようなことが考えられますか。

星教育長 1年生で35人以下学級になっていきますので、36人になれば2つのクラスに展開できるということですが、そんなに大きな影響が出るとは思いませんけれども、一応2クラス規模の小学校では、当然のことながら学級が減りますので教員の数が1人ないし2人くらい減るところが出てくるということです。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから請願第9号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものとするにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第9号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採択しましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

小幡議会事務局長 (意見書案朗読)

関矢委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議な

し) 本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

(2) 請願第10号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願

関矢委員長 日程第2、請願第10号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。

高野議員 請願の趣旨及び請願事項については、お手元の資料のとおりでございます。ぜひ議員各位のご賛同で採択されるようお願いいたします。若干の字句の説明で趣旨説明とさせていただきますと思います。請願趣旨については、ここに記載のとおりであります。専門的な用語がありますので少し説明をしてご賛同をお願いしたいと思います。請願事項の(1)でありますけれども、被保険者の利益のための、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持することということで、分散の投資、それから資産構成割合の維持ということで資産の運用の関係で言われております。その辺を維持していただきたいということであります。それが(2)の中に反映されておまして、国内債券中心の運用方法からと書かれていますけれども、国内債券、現在65%だというふうに認識しておりますが、これを50%、株式等のリスク性資産割合、これを25%から35%に上げるというような案が出ているというふうに言われております。そういうことで、これについては安全な運用に努めていただきたいということでございます。(3)については、この年金の管理体制それから運用体制について、保険料拠出者である労働者それから使用者を初めとした利害関係者が参画をして、いわゆるガバナンス体制と言っていますけれども管理監査の体制をしっかりつくっていただきたいということでございます。そういうことで、大切な年金の積立金の運用について、しっかりした運用の配分と運用の管理監査体制を整えていただきたい。そういう請願でございますのでよろしく申し上げます。

関矢委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。

森島委員 分散することによってリスクが私は妨げられると思っているんです。要するに1つのところだけに置いておくと、1つが壊れたときには運用益が上がらないという部分がありますが、その辺は紹介議員としてどのように考えておられるのか。

高野議員 それについては、今の国債の割合約6割強ということでやっておりますが、あと株式とか投資の関係については、やはりリスクが高いと言われておりますので、急激に年金の積立金が減るという可能性が高くなりますので、その割合をできるだけ少なくすることが望ましいと感じております。

森島委員 要するにこの国民年金の部分は、皆さん方の積立金を運用しながらやっていくということでありますので、今1人を支えている時代から1人で2人を支えていかなければならない、あるいは3人を支えていかなければならない中で、消費税も上げない、そして年間3兆円余りも高齢者の社会保障につき込むという。そうすると原資が私はある意味ないと思うんですよね。そのためにこういう運用益を使いながらやらなければならないというふうに思っているんですよ。ある意味では世代間の扶養だというふうに思っているんで

す。要するに働ける人がお年寄りを面倒みましようというのが、こういう運用益を使いながらやる。そういう中で、こういうきちっとしたところだけに固めるということ自体が、私は運用の仕方としてはバランス的にやるべきだろうと思っているんです。そして、今やっていることが、収益が上がっているということで、それは市場の動向によってマイナス、プラスあるときもありますけれども、この10年間くらいはほとんどプラスであると思うんです。ですので、私はあえて出す必要がないのではないかと考えているんですけれども、その辺はいかが考えていますか。

高野議員 それは、(3)にありますように運用の関係については年金積立金管理運用独立行政法人がやっておりますけれども、それに対する管理監査体制が弱いということから、これをまずしっかり体制をとって、今言いましたようにリスクのありなしについてはその中でしっかり議論をして運用を確実にやっていただきたいということでありまして、長期的に安心、安全で維持をするという基本的な年金の考え方がありますので、投資的な部分については、できるだけ割合を低くしておくべきだろうと思います。

渡辺委員 この年金の積立金は、今の私たちが拠出している年金部分ではなく、まだまだ年金に余裕があった時代に皆さん方が拠出していただいた年金積立金であります。これから高齢化社会に向かってこの積立金を100年間かけて取り崩しを行いながら安定的に高齢者の年金を確保していこうということになっております。そういった意味では、取り崩しも行う中できちんと運用もしていかなければならないと、ふやしていくことも大切であるということで、100年かけて取り崩しをする、そのときの試算よりも、今少子化が拡大したり、いろいろな諸条件が変わってきております。安心してこれからも年金を受け取るための財源については、どのようにお考えでしょうか。

高野議員 私の考えですが、請願とは直接関係あるかどうかわかりませんが、この請願の関係については、今言いましたようにいろんな年金積立金の関係なり、これからの年金のあり方も含めていろいろな関係があるかと思いますが、(3)にありますガバナンス体制をしっかりとった上で、今言いました議論も含めてやっていただきたいというのが入ってくるだろうと私としては考えております。

渡辺委員 この度の基本ポートフォリオの変更に対しましてガバナンス体制の強化についても、独立行政法人のホームページ上ではうたわれております。そうしますと、(3)につきましては、今後ガバナンス体制をきちんと強化するということについては、既に行っているということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

高野議員 請願の趣旨からすると、しっかりこの辺についてはやっていただきたい、この体制そのものがまだ弱いということで(3)になっていると考えております。

渡辺委員 では、(2)のところの、一番問題があるところは、年金積立金を毀損しかねないため、行わないことということになっておりますので、行わないことにすることによるリスクも、先ほど私が説明した少子化が進んでいること、そして安定的に供給するためには、今国債の比率が多いですので、国際的には金利が、我が国の国債についてはあまり上昇は見込めないという中で、やはり有利な、そして安全な運用をするためにも必要であるという見方もあるという中で、行わないことということになりますと、かえって年金運用のリスクが上がるのではないかという気がいたしますが、いかがでしょうか。

高野議員 リスクをどう考えるかということになろうかと思いますが、もう一点は、財源が

増やす手段としてそれでいいのかという視点があるというふうに思います。請願者については、年金の運用の中でグリーンピア問題や年金記録喪失の問題もあつたりして年金積立金が不明瞭な部分もあつた。そういうことからして（３）の管理監督体制に比重が置かれているんだと思っておりますし、年金の原資をふやすということについては、株や投資ということではなくて別の方法、手段でしっかり年金の積み立てをしていただきたいというのが請願の趣旨だろうと考えております。

大平委員　高野議員の今の説明にも納得しますし、この請願の趣旨にも納得します。これを実現するために、日本労働組合総連合会がこの請願を、当然魚沼市議会だけではないと思いますので、全県的にやっているのか、あるいは全国的にはどうなのか、そこら辺ご存じでしたら聞かせていただきたいと思っております。

高野議員　申し訳ありません。確認しておりません。

関矢委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。高野議員の退席を求めます。（紹介議員退席）続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。（なし）なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから請願第10号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものとするにご異議ありませんか。（異議あり・異議なし）異議がありますので、挙手により採決します。本件は採択すべきものとするに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手少数であります。よって、請願第10号は、不採択とすべきものと決定されました。

（３）議案第98号　魚沼市国民健康保険条例の一部改正について

関矢委員長　日程第３、議案第98号　魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

金澤健康課長　本会議で補足説明をしておりますが、産科医療補償制度について詳細な説明をさせていただきたいと思っております。産科医療補償制度につきましては、公益財団法人日本医療機能評価機構というところがあります。21年度に創設したときに、推計で補償対象者の数を約800人ということで見込みまして3万円の保険料としておりましたが、今までの実績から推計を見直しまして571人に下方修正をしております。それで出た結果が2万4,000円ということですが、この間800億円という余剰金が発生しております、向こう10年間8,000円程度で補填が可能だということで、結果的に16,000円になったということです。以上です。

関矢委員長　これから質疑を行います。

森島委員　新旧対照表を見ますと総額は42万ということですね。恐らく国のほうでも42万円を原則というような形でやっているかと思うんですけれども、トータル的にはこの金額なんです、ただし書きのほうの対象者がもちろん少ない。例えばこれは障がいを持って生まれたことだと思うんです。ただし書きの話が国保の審議会等を通じてあつたのか。その点まず1点お聞かせいただきたいと思っております。

金澤健康課長　社会保障審議会の医療保険部会でそういった話がありました。

渡辺委員　ただし書きのほうの1万6,000円、これまでは3万円なんですけれども、これを
　　いただけない人というのは、どのような方になるのかというところで一応確認です。

金澤健康課長　この制度につきましては、重度の脳性まひになられた方、赤ちゃんとご家族
　　の経済的負担を補償するという制度でありますし、補償する意外に脳性まひの発症原因の
　　分析をしたり、再発防止に役立つ情報を提供したりということに使われるということであ
　　ります。

渡辺委員　そうすると、重度の脳性まひ等の方がこれまでは3万円多くいただいていたとい
　　うことですか。

金澤健康課長　補償制度であり保険掛金でありますので、この保険金をかけた中から重度の
　　脳性まひがあった場合にそこから補償するということでもあります。

渡辺委員　魚沼市ではこれまで支給対象になった方はございますか。

金澤健康課長　把握しておりません。

関矢委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結
　　します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め
　　ます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第98号を採決
　　します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議な
　　し) 異議なしと認めます。よって、議案第98号 魚沼市国民健康保険条例の一部改正につ
　　いては、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第101号 すもんこども園建築工事請負契約の締結について

関矢委員長　日程第4、議案第101号 すもんこども園建築工事請負契約の締結についてを議
　　題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長　全般の議会初日に提案をさせていただいて、その際にご質問をいただいた内
　　容についてお答えをさせていただきます。最初に、エレベーターの大きさですが、幅が1
　　メートル40センチ、奥行きが1メートル35センチ、高さが2メートル28センチ、一般的な
　　大きさで、この庁舎のエレベーターと同じ大きさです。それから窓の柵についてですが、
　　これはやはり子どもの安全のために柵は付けさせていただくこととなります。プールにつ
　　いては、現在組み立て式のプールを使っておりまして、新しい保育園になってもそのプー
　　ルを続けて使うということでございます。以上です。

関矢委員長　これから質疑を行います。

渡辺委員　もしかしたら本会議の中でも答えが出ていたのかもしれませんが、冷暖房が各部
　　屋で切り替えが可能かどうか。

森山教育次長　本会議でお答えしたとおり各部屋です。

森島委員　JVの出資割合はどうでしょうか。

関矢委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (13:40)

再　　開 (13:41)

関矢委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

森山教育次長 調べて後ほどお答えします。

森島委員 工期と開園はいつなのか、お聞きします。

森山教育次長 開園は平成28年の夏ごろを予定しております。工期は、平成28年6月30日でございます。

森島委員 これだけの大きな金を投入するわけでありますので、下請け等については地元企業を特に優先して活用していただきたいと思っておりますので、十分な配慮をしていただければよろしいかと思えます。

大平委員 構造の、いわゆる省エネ対応になっているのでしょうか。例えば、今の時期であれば断熱効果を高めているとか、あるいは夏場になれば冷房費があまりかからないような材料を使っているとか、そういうのがもしわかりましたら教えてください。

森山教育次長 省エネ基準法はクリアしていますので、そういった意味では省エネ対応だといえると思えます。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第101号 すもんこども園建築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第102号 指定管理者の指定について(魚沼市守門高齢者センター)

関矢委員長 日程第5、議案第102号 指定管理者の指定について(魚沼市守門高齢者センター)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

青木福祉課長 守門高齢者センターにつきましては、青雲館という施設が併設しておりますので、きょう資料として配付しております図面をご覧いただきたいと思えます。(資料により説明)

関矢委員長 これから質疑を行います。

渡辺委員 図面を見ますと、青雲館に至るところに浴室があるかと思えます。高齢者センターも入浴が可能な施設として管理してもらわなければならないわけですが、青雲館のお風呂は使わずにここのお風呂だけということになりますか。

青木福祉課長 青雲館、高齢者センターともに浴室がございますが、指定管理で使う部分については高齢者センターの浴室になります。

渡辺委員 今回の指定管理者は、株式会社魚沼須原スキー場ということなんですけれども、高齢者センターを受けていただくことによって会社としてはどのようなメリットが想定されますか。

青木福祉課長 現在、スキー場のほうは冬場に限らず夏場も1名の職員を採用しているそうなんですけど、ここを指定管理にすることによりまして、高齢者センターは2名の職員を配置し、そのうちの1名をスキー場と兼任できるということで、夏場部分の人件費が削減で

きることが一番大きいかと思っております。

関矢委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第102号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第102号 指定管理者の指定について(魚沼市守門高齢者センター)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (13 : 48)

再　　開 (14 : 00)

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。先ほどの日程第4、議案第101号で森島委員の質疑に対する答弁の発言を求められておりますので、これを許します。

森山教育次長　J Vの出資割合でございますが、大石組が60%、伊米ヶ崎建設が40%です。

(6) 所管事務調査について

・ごみの野外焼却について

関矢委員長　日程第6、所管事務調査についてを議題とします。最初に、ごみの野外焼却についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

真島環境課長　きょう皆さんのところにカラー刷りのパンフレット1枚と1色刷りのチラシを1枚お配りしました。野外焼却、いわゆる野焼きではありますが、これについては廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定で禁止されています。この規定は、健康に悪影響を及ぼすといわれるダイオキシン類の発生を防ぐことなどの生活環境の保全と公衆衛生の向上を目指すものと考えています。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条で例外が認められています。それについては、資料に記載しております。

(資料「不法投棄、野外焼却は犯罪です!」により説明) このパンフレットにつきましては、平成24年4月の連合自治会長会議において配付したところでもあります。また、もう1枚の1色刷りのチラシについては、昨年からですけれども集落説明会を各集落に出てやっております。そのときに資料として配っております。そのほかに平成25年3月に内容的に同じものを市報に折り込みました。苦情件数も、大分周知ができたのかわかりませんが、年々少しずつではありますが減っている状況であります。ただ、大規模なもの、煙等が発生しますと消防署や警察に通報が結構あります。また、小規模なものについては、煙あるいはにおい等で直接当課に苦情といいますか連絡が来ることもあります。大規模なものについては、火災の原因にもなるということで大変危ないですけれども、小規模、いわゆるたき火程度のものについては、近所の方がどうしても煙だとかにおいだとかということも出てくる可能性もあります。そういう中では地域の方に連絡等で、ちょっと燃やすけれどもということで処理していただければ、ある程度はなくなるのかなと考えておりま

す。以上です。

関矢委員長　これから質疑を行います。

遠藤委員　環境都市宣言をしている当市でありますので、こういった不法投棄、野焼き等で通報があったりするのは大変遺憾なことと思いますが、今大変環境問題も厳しくて罰則等も厳しくなっておりますが、その昔でありますと、ごく自分の庭先でやったり、例えば建築現場等においては解体したものをそのまま埋め戻したりというようなことがあったわけですけれども、どれくらいさかのぼると言ってもは変ですけれども適用になるのか、いかがでしょうか。

椿環境対策室長　野焼きについては、平成13年4月に、前も禁止はされていましたが、厳しくなったというか今の法律になりました。

遠藤委員　13年以降のもの、例えば一時仮置きとかそういったものであっても、その当時はそれほど厳しくなかった、当然法的には触れるのかもしれませんが、その辺というのは私も注意を受けたことがあるので気をつけているんですけども、通報があって調べてみたら平成13年前のものだったから穏便にとか、例えば市役所に相談があった場合には、本人にはどういうお知らせをするのでしょうか。

椿環境対策室長　今の13年4月というのは野焼きについてです。不法投棄については平成3年から厳しくなっています。昔のものだからいいということになるかちょっと答えられません。

遠藤委員　実は、身近な地域でも不法投棄等があつて地域の方が数名、市役所の方が数名という形で、トラックの台数でいうとかなりの台数を運び出したような覚えもあるんですけども、仮にそういったことがあつたときに持ち主等がわかつた場合とか故意だとか悪質だとか、その当時はそんなに厳しくないからやつたんだとか、そういったことに対しては今後どのように対処していくのでしょうか。法律改正前の不法投棄で持ち主がわかつた場合は。

真島環境課長　不法投棄等については、どちらかというとも県が主力になって対応しており、南魚沼市に環境センターというところがあるんですけども、当課が通報を受けるとそこに連絡して対応することになります。ですので、具体的にどうするかというのはちょっと今は答えられませんし、状況を見ながら判断していくことになろうかと思えます。

関矢委員長　しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（14：08）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（14：09）

関矢委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

渡辺委員　野焼きは禁止されていますけれども、例えば春先の枝折れですとかについては、当市も春先に持ち込んでもらって無料でということもしたりしていると思うんですけども、野焼きが起こる原因としましては、やはりごみが有料化になったことですか、それから高

齢者の皆さん方にしてみると、年金等だけで生活している方たちにしてみたら、ごみ袋ももったいないというところもあるかと思えます。大分周知もされてきたので、そのあたりは最近はなくなってきていると思いますが、先般議会だよりでも住民の声として載っていましたけれども、リサイクル品までお金を取った袋に入れることがいかなものかというような投稿だったんですが、野焼きとは直接関係ないかもしれませんが、住民の皆さん方にしてみると、そのあたりも疑問があるところだと思いますが、いかがでしょうか。

真島環境課長　　リサイクル品であっても収集あるいは分別等でそれなりの費用がかかっております。一般質問でも申し上げたとおりであります。それなりに排出者から一部を負担していただきたいということで今のようになっています。

渡辺委員　　リサイクル品は、最終的には多少はお金になるのかもしれませんが、実際の収集にかかる費用ですとか分別にかかる費用、そして最終的に換金される場所の報告等はどのようになっていますか。

真島環境課長　　市内ではプラスチックあるいはペットボトルは別で収集しております。現在は中間処理ということで1カ所に集めて梱包して、専門に扱う協会に行くところリサイクルすることになっています。市としては、中間処理業者に年間1,000万ちょっとの委託料を支払っております。そこからリサイクル業者に行きますと、その代金が市に入ってきます。年間300万円程度です。収集についてはそれ以外になります。市では2つ方法があって、本当に燃やしてしまう方法と、本当の意味でリサイクルで製品にするということで、市のほうは製品にするほうでやっております。どうしてもきれいなものということで分別が必要になるという状況であります。運搬した業者が中間処理業者に行ったときに重さを量って、梱包したのを最終のリサイクル業者にやる時にまた量って、それをもとに委託料等を支払うということになります。市民への周知は、市報等で行っています。

大平委員　　議会報告会で出た意見が野焼きの問題でありまして、非常に困っていたという話を伺いました。大量に出てしまう場合、例えばさっき渡辺委員が言ったように枝折れだとか、災害などでそのまま崩れた、あるいは木が根こそぎ倒れた。生活している上で木をどう処理するかは欠かせない。そして農業をやっている上で、ここにはやむを得ない焼却というふうに書いてありますけれども、どの程度がやむを得なくてどこまでならいいのか。軽微とありますけれども、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却、非常にあいまいでどうにでもとれるかなということも考えられなくはないんですが、どこまでがいいのか、人に迷惑をかけない程度がいいという話かもしれないんだけど、随分不満を聞いていることもあるので、住民の方がどこまでならいいのか、どうすればいいのかということで困っていると思うんですが、どうでしょうか。

真島環境課長　　大変難しい問題だと思っております。量なのか重さなのかという部分もありますが、私どもとしては、まず木質類は別にしてビニールなどは絶対に燃やしてはイケないと思っておりますし、木質類についても、たき火等ということになりますとごく少量ではないかと思っております。ただ、煙等がいっぱい出ますと消防に通報する方も現実にはいらっしゃいますので、そうならないようにしていただきたいです。ちょっとくらいという言い方はどうなのかわかりませんが、周りの方々に迷惑にならない程度であれば、野焼き等はいいのかなというふうには思っております。ただ、通報がありますと必ず当課で現地確認をさせていただきますので、口頭で注意などになっていくのかなと思っております。

ます。なかなか難しいということでご理解いただきたいと思います。

遠藤委員 カラー刷りの見開きの部分で、焼却釜、こういったのを所有できるというのは、木が仕事上よく出て焼却して処分しないといけないというような業者で、これも高額だと思しますので誰もが持っているようなものではありませんが、こういったものを所有している企業ですとか個人ですとか、そういった方のリストですとか件数とかは把握しているのでしょうか。

椿環境対策室長 大気汚染については県のほうが管轄しております。こういう施設をつくる場合については、先ほどお話ししました南魚沼の環境センターに届け出をしなければならぬことになっておりますので、大変申し訳ありませんが市のほうでは把握しておりません。

遠藤委員 このストーブを見ると残った焼却残渣といいますか灰等の取り扱い等が書いていませんけれども、燃えかすといいますかあいつたのの取り扱いといいますか、以前は保健所に提出することとかあったように思いますが、今はどのように指導していますか。

椿環境対策室長 これをやる方はほとんど業者さんだと考えられます。個人の方でこれだけの投資をして枝木を燃やす人は考えられません。そうすると産業廃棄物となりますので、排出者、つまり建築屋さんとか大工さんなどは持っている方が多いかと思いますが、その業者のほうで適正な処分をしなければならないとなっております。産業廃棄物業者等に出して処分しなければならないということになっております。

大平委員 農業漁業のためにやむを得ない焼却となっていて、田んぼの畦とか焼却されている方がいるんですが、どうしてもやむを得ないとみなされるときはどのようなときなんですか。この文言だと、恐らく山に畑があったり田んぼがあったりする場合が多いと思うんですけど、難しい問題だと思いますが、言われると従わなければいけないのかということが出てくると思いますが、でもやっぱり燃やしたいという、そこら辺は環境課のほうにも苦情等があるかとは思いますが、どう対応されているんですか。

真島環境課長 芝生なども春先に燃やす場合もありますけれども、それについては一応やむを得ないということで考えております。畦とかもいいと思っておりますが、ただ、山間地に行くと近くに燃えるものがあって山火事という心配もありますので、十分気をつけていただきたいと思っております。

森島委員 環境課としては市民の声も聞かなければならない、あるいは環境保全上の観点から行政指導をしなければならないという非常に苦しい立場であろうと思います。その中で今回の議会報告会で、もみ殻を燃やして農業に返す、土に返すという市民の声があり、議会としてどう対応するのかという質問がありました。なかなか私たちも答えられない部分がありました。もみ殻は、高速道路で煙が立つと危険を及ぼすということで土地の所有者もわかっているんですけれども、山のほうだった場合など答え方がもしありましたら教えていただきたい。特に私たち中山間地においてももみ殻については、堆肥も含めて燐炭にしなければならぬということがありますので、非常に難しい問題だろうと思いますけれども、お聞かせできればと思います。

椿環境対策室長 俗に言う燐炭焼き、ホームセンターに行くと煙突が売っていますが、あれについては認められております。先ほど課長が言いましたけれども、時間、風向き、場所を考えていただいて、いくら例外として認められていても周りの人がくさい、子どもがぜ

んそく、洗濯物ににおいがついてというお話をいただくと、環境課としては行ってやめてほしいということをお願いしなければなりませんので、時間と場所を選んで燻炭焼きはやっていただけたらと思います。稲わらについては、昔、蒲原のほうで煙で高速を止めたということがあります、禁止されています。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件については、本日はこの程度にいたしまして、引き続き調査していくこととします。

・第6期介護保険事業計画について

関矢委員長 次に、第6期介護保険事業計画についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

青木福祉課長 12月2日の委員会の勉強会で、先月28日の策定委員会で報告しました資料を皆さんのところにお配りいたしました、それ以降、委員会の意見等を踏まえた中で若干手直した資料を3部配付しております。前回目を通していただいていると思いますので、きょうはごく簡単に説明させていただきます。

小林介護福祉室係長 (資料「ダイジェスト版魚沼市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」により説明)

関矢委員長 この案件につきましては、きょうは説明を受けるだけとし、閉会中に調査させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

渡辺委員 先ほど課長のほうから委員会の意見を踏まえて訂正したというお話があったと思うんですが、その箇所だけでも教えてください。

小林介護福祉室係長 前回説明させていただいた段階では、第6章の部分について記載が不十分でございました。こちらの内容につきまして、庁内でどのような組み立てをしていくか再度整理して記載してございます。

関矢委員長 本件については、本日はこの程度にいたしまして、引き続き調査していくこととします。

(7) 閉会中の所管事務等の調査について

関矢委員長 日程第7、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

(8) その他

関矢委員長 日程第8、その他を議題とします。執行部から報告事項等がありますか。

真島環境課長 (資料「ごみ処理施設の広域化について」により説明)

関矢委員長 本件につきましても、閉会中に調査をしていきたいと思いますが、どうしてもきょう聞きたいことがありましたらお願いします。

遠藤委員 広域化がいい悪いということではなく、だんだんそういう方向に向かっていくんだらうというのは地方創生の面からもわかるんですけども、建設位置の検討は既に始まっていますか。

真島環境課長 まだそこまで進んでおりません。2市1町のどこかになるのは当然ですが、具体的な場所は一切決まっておりません。

遠藤委員 魚沼市も先般市長の話の中にもありましたけれども、バイオマス発電ということで広域化の中で何とか検討を進めていくということももう3年目に入っているということでもあります。ごみの広域化で発電施設ということになると、それも当然大事な考えではあるんですけども、イニシアチブをどのようにとっていくのか、あるいは位置の問題で一極集中じゃないですけどどうしても南に移り加減があり、今後どういうふうにしていくのかも検討材料の1つということでしょうか。

真島環境課長 どこに持っていくかということは大変難しい部分があると思っております。発電といっても、今までの例を見ますと自分の施設で使う電力を全てまかなえるかというところ、そこまでの発電量にはいかないという気がしますし、場所についても環境アセスメント等をしてみないとわからない部分もありますので、それも含め、規模も含めて今後ということになろうかと思えます。

関矢委員長 ほかにありませんか。(なし) 委員からはありませんか。(なし) なければ、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (14:43)